

長崎市農業委員会 令和3年1月総会 議事録

1 日 時 令和3年1月28日(木) 14:00 開会
14:45 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博

4 出席農業委員(11名)

赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子
平尾 政博

※ 以下の委員については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず(8名)

松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄

5 出席推進委員

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず

6 出席職員

【農委事務局】 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長 赤池主事

7 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年1月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、1月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。後で話があると思いますが、今、緊急事態宣言が発令されており、委員も過半数での開催となっております。また、短時間で終了できますよう、速やかに審議を行って参りたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は11名出席であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、先月より総会出席者を議決権のある農業委員に限らせていただいておりますが、長崎市におきましては、更なる感染拡大により、県独自の緊急事態宣言が発出されております。そのような状況を受け、先日行われました1月21日の運営委員会で協議をいたしまして、総会出席者を会議の成立に必要な最小限の人数の11名とする措置を取らせていただきましたことを、ここで改めてご報告いたします。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。永岡亜也子委員と赤瀬孝則委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○永岡委員・赤瀬委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は付議事項が7件ございます。まず初めに、第1号議案、「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 第1号議案について、ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、長崎市長より農業委員会に意見を求められているもので、今回農用地区域への編入が1件申請されております。議案書の2ページをご覧ください。申請者は、西海町在住の〇〇さんです。申請する物件は、西海町在住の〇〇さんが所有する、西海町の山林1筆16,336㎡のうち、1,440㎡の部分です。申請地の位置

図についてはスクリーンをご覧ください。5千分の1の位置図です。長崎明誠高校の南西に位置しております。次に千分の1の農用地区域の表示図です。申請地付近には農用地区域はなく農振白地となっております。次が現地の写真です。立会委員の意見にありますとおり、当該地の地目は登記が山林で、現況が原野となっておりますが、既に農地として使用できるように整備がされております。また、申請者が祖父の農地を借り受けて栽培を行っているイチゴハウスにも隣接していることから、農業経営を行う上で適地であります。申請者は農業経営の規模拡大を図るため、中間管理事業を利用して当該地を借り受け、国庫補助事業である産地生産基盤パワーアップ事業、及びJAのハウスリース事業を活用して、ハウスを建設することを計画されていることから、農用地区域への編入の申請をされております。申請地の事業計画は妥当であり、農業振興を図るためには、編入は必要であると考えられます。現地調査につきましては、令和3年1月18日に森山安男農業委員ご確認いただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書は、3ページをご覧ください。本件は、川原町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆198㎡について、弟である川原町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が体調不良で耕作ができないためであり、同一世帯内の弟に贈与し、耕作管理を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、1人で200日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、経営面積が3,394㎡であり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和

要件におきましては、1月15日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは、第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。本件は、神戸市垂水区在住の〇〇さんが所有する大谷町の農地1筆について、駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。なお、本件につきましては、平成10年頃から既に駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。申請受付前に県に報告した結果、追認許可相当との判断がなされているところでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三菱重工長崎造船所の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。赤い枠の申請部分と青い枠の雑種地部分を併用して、駐車場として3台が駐車可能でございます。雨水排水については、自然流下となり道路側溝に放流となります。汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。立会いにつきましては、1月15日に岩本隆農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第3号議案2番についてご説明いたします。2番は、本河内2丁目在住の〇〇さんが所有する本河内4丁目の農地1筆について、専用住宅として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。本河内ダムの北東に位置しております。次が、拡大したのになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。雨水排水については、側溝を通じて水路に放流し、汚水、生活雑排水につきましては、公共下水に放流いたしま

す。次が、現地の写真です。立会いにつきましては、1月15日に岩本隆農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書は、5ページをご覧ください。本件は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う仮設ヤード設置のための一時転用について、今回、工期延長のため変更承認申請がなされたものでございます。変更理由としましては、〇〇、〇〇の2つのJVと、〇〇の1つ業者が同時期に施工を行うため土運搬等のダンプや、生コン車等の工事車輛が町内を運行する必要があり、その対策協議と事前対策に時間を要し、工期が大幅にずれ込むこととなりました。変更前の申請期間は令和3年3月31日まででしたが、変更後は令和3年6月30日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。農地転用にかかる赤で囲んだ申請地部分につきましては、内容に変更はございません。次が、現地の写真でございます。赤で囲んだ部分が申請地でございます。立会いにつきましては、1月18日に赤瀬孝則農業委員にお願いし、今回は工期の延長のみであるため、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第4号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 第5号議案1番についてご説明いたします。議案書は、6ページをご覧ください。本件は、松原町の〇〇さんが所有する平間町の農地2筆及び松原町の農地7筆、計16,927㎡について、子である鶴の尾町の〇〇さんが10年間の使用貸借により、利用権の再設定を行うものでございます。なお、本件は農業者年金経営移譲年金の対象地となっております。設定後の経営面積は、16,927㎡となり、利用につきましては花木の栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎バイパス間ノ瀬インターチェンジの南東から南側に位置しております。次が、拡大したもので、こちらが平間町を拡大したもので、次が松原町の拡大したものでございます。次が、現地の写真です。こちらが平間町の現地写真、次に松原町の現地写真が3枚ほどございます。現地調査は、1月18日に赤瀬孝則農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、宮崎町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆359㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆359㎡について、5年間の使用貸借により、川原町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、359㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、1月15日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は7ページをご覧ください。第5号議案3番でございます。3番は、川原町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆175㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆175㎡について、5年間の使用貸借により、椿が丘町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、918㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は1月15日に田平孝廣農

業委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第6号議案1番についてご説明いたします。議案書は、8ページをご覧ください。本件は、令和2年3月に農地中間管理機構へ利用集積した宮崎町の農地1筆1,553㎡について、賃貸借により脇岬町の〇〇さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の9年となっております。配分後の経営面積は、5,832㎡となり、今回配分された農地では普通畑としての利用を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は1月15日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第7号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 第7号議案についてご説明いたします。議案書は9ページをご覧ください。個別案件についてご説明いたします。申出件数が3件、合計筆数が3筆、合計面積で1,610㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

まず、1番は、東京都在住の〇〇さんが所有する為石町の農地1筆で、面積は86㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。為石小学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、12月14日に田平孝廣農業委員、三浦孝路推進委員をお願いしております。

続きまして2番は、三重町在住の〇〇さんが所有する、さくらの里3丁目の農地1筆で、面積は671㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、1月19日に井川義英農業委員をお願いしております。

続きまして3番は、琴海尾戸町在住の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地1筆で、面積は853㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の南東側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、1月18日に平尾政博農業委員をお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第7号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○赤瀬委員 非農地とするのに、農用地区域の畑・田も簡単にできるんですか。

○農地係長 3番の琴海尾戸町の件だと思いますけれども、農用地区域の場合は、非農地の議案を上げる際に農林振興課の方にも意見を求めており、事前に照会をかけて、問題ないという回答でございました。なお、農用地区域内ですので、非農地化したうえで、別途、農林振興課の方に農用地からの除外の手続きの申請をすると聞いております。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり

り承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の、まず1ページから3ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続等の届出が義務づけられているもので、先月は、8件の届出がございました。続きまして、資料の4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、5件提出されております。続きまして、資料の5ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、2件提出されております。合計15件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、1月8日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会から、12月の総会で審議いたしました、新牧野町の太陽光発電施設用地についての諮問案件がございましたが、異議なしとの答申を得ております。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和2年農作業料金・農業労賃に関する調査について」、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項3についてご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。この調査は、全国農業会議所による全国統一調査として毎年実施されているもので、農業・農村における労働状況を把握し、適正かつ合理的な標準賃金・料金の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としたものになっております。本調査につきましては、今年もこれまでと同様に森山委員のご協力をいただき、琴海地区の情報をもとに資料3ページのとおり作成しておりますので、ご報告させていただきます。なお、資料4ページに参考としまして昨年の内容を添付しておりますのでご参照ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「農地利用意向調査の未回答者への戸別訪問による調査について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1 についてご説明いたします。資料の 1 ページをご覧ください。農地利用意向調査につきましては、農地法第 32 条の規定に基づき、遊休農地所有者に対し、農地の利用意向について調査を行うもので、農地利用状況調査により、新たに遊休農地と判断された 592 世帯、867 筆の農地所有者を対象に、昨年 11 月 27 日に利用意向調査票を送付しております。この調査票の回答期限を今月 1 月 12 日としておりましたが、資料については 1 月 15 日現在の数値を記載していますが、昨日 1 月 27 日現在で回答があった世帯は 320 世帯で回収率は 55.7%となっております。未回答の調査対象者に対しまして、委員の皆さんに個別訪問をお願いさせていただくこととなりますが、その手順についてご説明をさせていただきます。

まず、1 に記載しておりますが、本日、総会終了後に、地区ごとに準備しております未回答者の調査票の封筒をそれぞれの地区の農業委員の方にお渡しします。中の封筒の宛名の下に、地区担当の農業委員名と推進委員名を記載しておりますので、どちらが受け持つか調整をお願いします。一緒に訪問していただいても構いません。また、本日出席を要請していない農業委員の方の分につきましては、各地区の運営委員の方、もしくは出席いただいている農業委員の方に預けさせていただきますので、内容を説明いただいております。次に、2 に記載しておりますが、未回答者宅を訪問いただき、対象遊休農地の利用意向を確認していただきます際には、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じるようお願いいたします。また、電話番号がわかる方につきましては、電話で確認していただいても構いません。利用意向の選択肢は、①農地中間管理事業を利用、②自ら買い手または借り手を見つける、③自ら耕作する、④その他、以上 4 つの選択肢になります。どうしてもわからないという方へは、①の農地中間管理事業の利用を積極的に勧めていただきますようお願いいたします。

また、訪問先等で対象者から、本調査に対する苦情等により協力をいただけない場合は、改めて事務局で対応しますので、事務局に引き継ぎをお願いします。次に、3 に記載しておりますが、回収につきましては、訪問された委員の方が預かって事務局へ提出いただくか、調査票の中に返信用封筒を同封しておりますので、対象者の方から郵送で返送いただくようお願いいたします。なお、提出期限は 3 月 1 日月曜日とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。最後に、この調査に関する活動は、農地利用最適化交付金の対象になりますので、調査活動を行っていただいた際は、活動記録カードの、「10 番 利用意向調査」として、活動時間と活動内容の記入をお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項2「令和2年度農業委員会重点活動の今後の取組方針・方向性（1月以降）」について事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項2についてご説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。ながさき農業委員会1・1・1運動のもと、それぞれの数値目標の達成に向けて取り組んでいただいております農地集積など、農業委員会の5つの重点活動につきまして、長崎県農業会議より12月末時点での取組状況及び1月以降の取組方針・方向性が示されております。各項目の12月末時点の市町それぞれの達成状況につきましては、資料7ページから10ページに掲載しておりますので後ほどご参照ください。

次に資料4ページをご覧ください。長崎県農業会議より示された、各項目の今後の方針について、委員の皆さんに関係する内容について、波線部分を中心に説明させていただきます。まず、「1 農地集積について」ですが、地域の中での活動の際に、農地を貸したい、借りたいという相談がありましたら、農地中間管理事業のパンフレットの配布や農地中間管理機構に連絡するなど、積極的に農地中間管理事業への誘導をお願いします。農地中間管理事業の説明を行う際に、パンフレット等の資料が必要な場合は事務局までご連絡ください。使う資料としては、人・農地プランの実質化に伴う集落会議の際に公社が配付したA3番の資料があったかと思うんですけれども、それを活用していただいても構わないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。それから、「2 耕作放棄地の解消について」ですが、こちらも先ほどその他の事項1でご説明したとおり、農地利用意向調査の未回答者への訪問を行っていただき、調査票の回収をお願いします。併せて、1の農地集積でもご説明しましたが、その際に農地中間管理事業への誘導をお願いします。

資料5ページをご覧ください。「3 適正な非農地処理（非農地通知）について」ですが、今年度は主に前半で外海地区、それから現在琴海地区について準備を進めているところがございますが、今後どのような計画で非農地処理を年次的に進めていくかにつきましては、事務局で改めて検討させていただいて、後ほどお示しさせていただきたいと考えておりますのでご協力方よろしくをお願いいたします。「4 農業者年金加入者確保について」ですが、1人5部ずつ配布することとされておりました加入推進の携帯パンフレットの配布状況報告書の提出を、12月総会までにとということをお願いしておりましたが、まだ提出されていない委員におかれましては、早急に提出をお願いします。なお、まだパンフレットを配布していない委員がおられましたら、年度内に配布していただき、加入の推進をお願いします。

資料6ページをご覧ください。「5 全国農業新聞の推進について」ですが、この後、その他の事項3で状況をご説明しますが、来月2月22日の月曜日までに県農業会議へ申し込みした分までが、今年度の実績として反映されることとなります。残り1ヶ月ですが、引き続き何かの折には、加入の推進をよろしくをお願いします。

最後に、これらの活動につきましては、相手の方と接触する、訪問という形にどうして

もなってしまうことがあるかと思いますので、活動をする際には、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じていただきますよう併せてお願いします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの件について皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項 3「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項 4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 3、4 についてまとめてご説明いたします。まず、資料の 11 ページをご覧ください。全国農業新聞の購読者の獲得状況ですが、令和 2 年度の目標部数は 148 部に対しまして、先月の報告以降、1 件の申し込みと 3 件の中止がございまして、現在の購読部数は 135 部で目標部数に 13 部足りない状況になっております。先ほど説明しましたとおり、2 月 22 日までに県の農業会議への申し込みがあった分ですが、今年度の目標数値に反映されることとなりますので、残り 1 か月ではございますが、今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、活動記録カードの提出についてですが、資料の 12 ページと 13 ページに令和 2 年度下半期の 12 月までの活動記録集計表を記載しております。農地利用最適化交付金の実績見込報告を行う時期となっておりますので、活動記録表の提出を忘れていたり記録表への記載漏れの活動がないか等、皆さんそれぞれ再度確認していただきまして、提出漏れ、記載漏れの分がありましたら、事務局へご連絡をお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、それでは最後にその他の事項 5「令和 3 年 2 月、3 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料の14ページをご覧ください。初めに、2月の予定です。10日水曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から長崎県農協会館で開催され平尾会長が出席される予定です。19日金曜日、10時から運営委員会、同日、13時30分から令和2年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会（後期）が、諫早市で13時30分から開催され、平尾会長と向井事務局長が出席される予定ですが、これはリモート会議で行われる予定です。25日木曜日、14時から2月の総会を開催する予定です。また、例年この時期に開催されております「ながさき女性農業者の集い」につきましては、今年度は開催を中止する旨の通知が長崎県農業会議よりありましたので、併せてお知らせいたします。

次に、3月の行事予定です。10日水曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、22日月曜日が農業委員会運営委員会、29日月曜日が農業委員会総会ということで予定をしております。以上で2月・3月の行事予定のお知らせを終わります。

○議長 ありがとうございます。以上をもちまして1月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦勞様でした。

議長
(平尾 政博)

議事録署名人
(永岡亜也子)

議事録署名人
(赤瀬 孝則)
